

○厚生労働省令第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第三十条第二項及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第九十四条の二の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。」が「を」を「第二百二十五条の二第一号において同じ。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第二百二十五条の二第一号において同じ。）が「に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「第二百二十五条の二第一号において同じ。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第二百二十五条の二第一号において同じ。）を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項」の下に「又は第七十一条第一項」を加え、「以下同じ。」を基準該当生活介護事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多

機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条第一項」の下に「又は第一百七十一条第一項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「二十五人」を「二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）」に改め、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「十五人」の下に「（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人

二十八人	十七人
二十九人	十八人

同条第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条」の下に「又は第七十一条」を加える。

第二百二十五条の二の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第六十三条第五項」の下に「又は第七十一条第六項」を加え、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「九人」の下に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）」を加え、同条第三号

中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、
「第六十七条第二項第二号ハ」の下に「又は第七十五条第二項第二号ハ」を加える。

附則第七条の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同条第一項各号列記
以外の部分中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日」を「平成三十七年三月三十一日」に
改め、「入所施設又は」を削り、「に存する建物」を「の建物」に改め、同項第二号中「入所施設の入所
定員又は」及びただし書を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「地域移行
型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等）

第七条の二 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型
ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確
保するものでなければならない。

附則第八条の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同条中「地域移行型
ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行型ホーム事業者」という。）を「

地域移行支援型ホーム事業者」に改める。

附則第九条の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同条中「地域移行型ホーム事業者」を「地域移行支援型ホーム事業者」に、「地域移行型ホーム以外」を「地域移行支援型ホーム以外」に改める。

附則第十条（見出しを含む。）中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同条中「入所施設又は」を削る。

附則第十一条の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同条中「地域移行型ホーム事業者」を「地域移行支援型ホーム事業者」に改め、「報告し、」の下に「地域移行推進協議会から」を加え、同条に次の一項を加える。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

附則第十八条の二第一項及び第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第二条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。）」を「行う指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第一号中「二十五人」を「二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。）にあつては、十八人）」に改め、同条第

二号中「十五人」の下に「（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に指定を受けているこの省令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準附

則第八条に規定する地域移行型ホーム事業者については、この省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準附則第七条から第十一条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。